【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年11月19日提出
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤　輝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	岡本　みのり
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型） イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型） 1兆円を上限とします。 イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）
・以下、上記を総称して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、「各ファンド」または以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）	毎月決算型
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）	年２回決算型

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2024年11月20日から2025年5月15日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
当ファンドは、投資信託証券を通じて主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

② ファンドの基本的性格
＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型）＞
１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年２回決算型)＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 （債券）) 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあ

るいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
   ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
   ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
   ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
   ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
   ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
   ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
   ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
   これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
   (4)その他資産
   組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
   以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
   ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
   ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
   ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
   ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
   ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
   ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
   ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
   ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
   ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
   ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
   ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
   ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
   ①日経225
   ②TOPIX
   ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
   ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
   ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
   ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
   ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあ

るいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1　主としてインドネシアの債券に投資を行います。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(以下「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、インドネシアの債券に投資を行います。

「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の特徴

◆ 主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債*、地方債および社債**等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンの最大化を目指した運用を行います。

* インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券
** インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券

◆ 主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。

インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。
為替取引にあたっては、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を利用する場合があります。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは:
対象通貨の受渡しを行わず、米ドル等の主要国通貨による差金決済を行うことによって、為替予約取引と類似の経済効果を持たせた取引です。インドネシアルピア等の規制通貨については、海外投資家が当該通貨の受渡しを伴う通常の為替予約取引を行うことが困難であるため、その代替としてNDF取引が行われます。

(注1)資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。
(注2)インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。

◆ 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

◆ 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

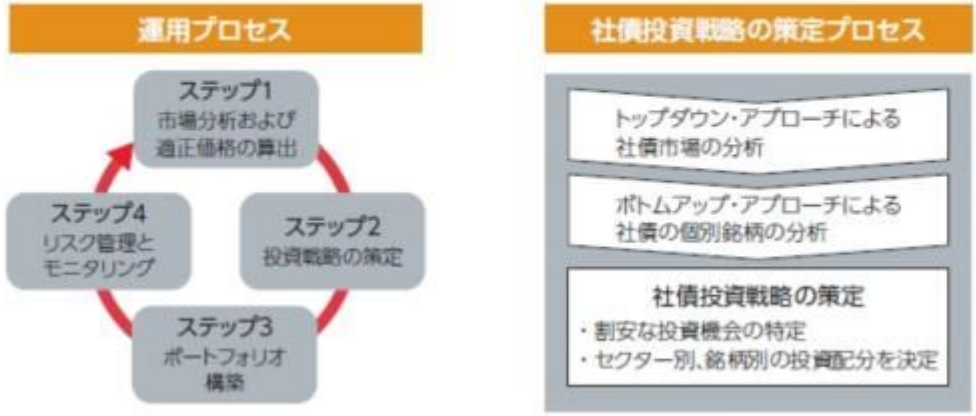

※上記のプロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

ファンドの仕組み

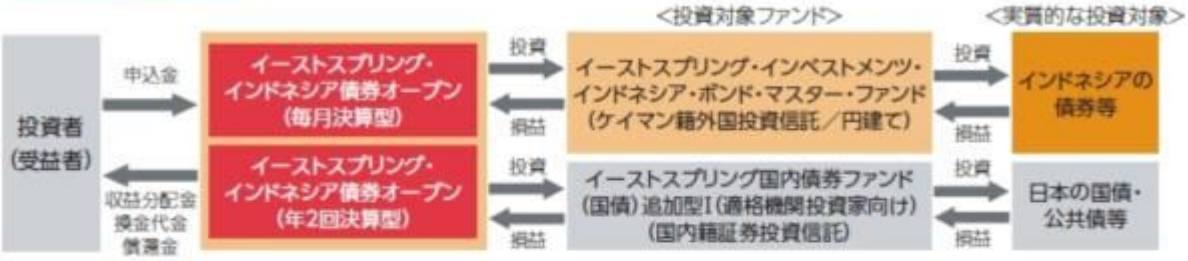

※ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 <毎月決算型>と<年2回決算型>の2つのファンドがあります。

<毎月決算型>

- 原則として、毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<年2回決算型>

- 原則として、毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
●外貨建資産への直接投資は行いません。
●株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

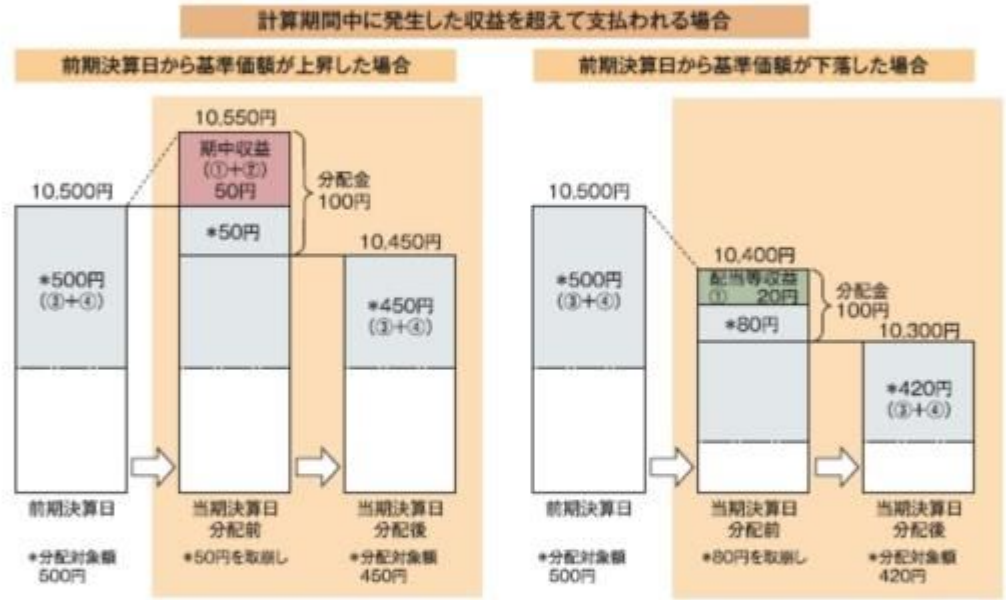

(注)分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益　②経費控除後の売買益・評価益　③分配準備積立金　④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

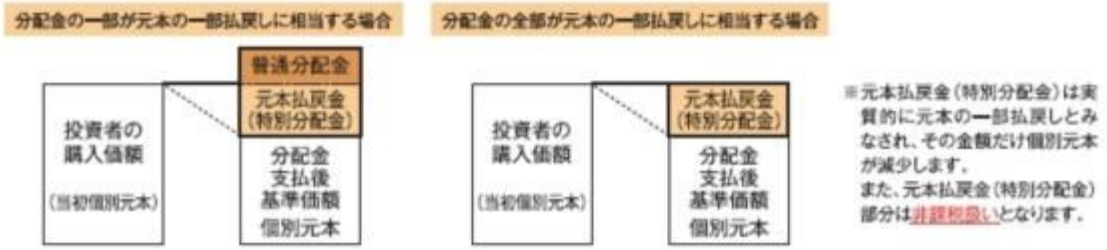

普通分配金:個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・各ファンド、1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2012年2月29日
・イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）の信託契約締結、運用開始
2018年2月28日

・イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）の信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

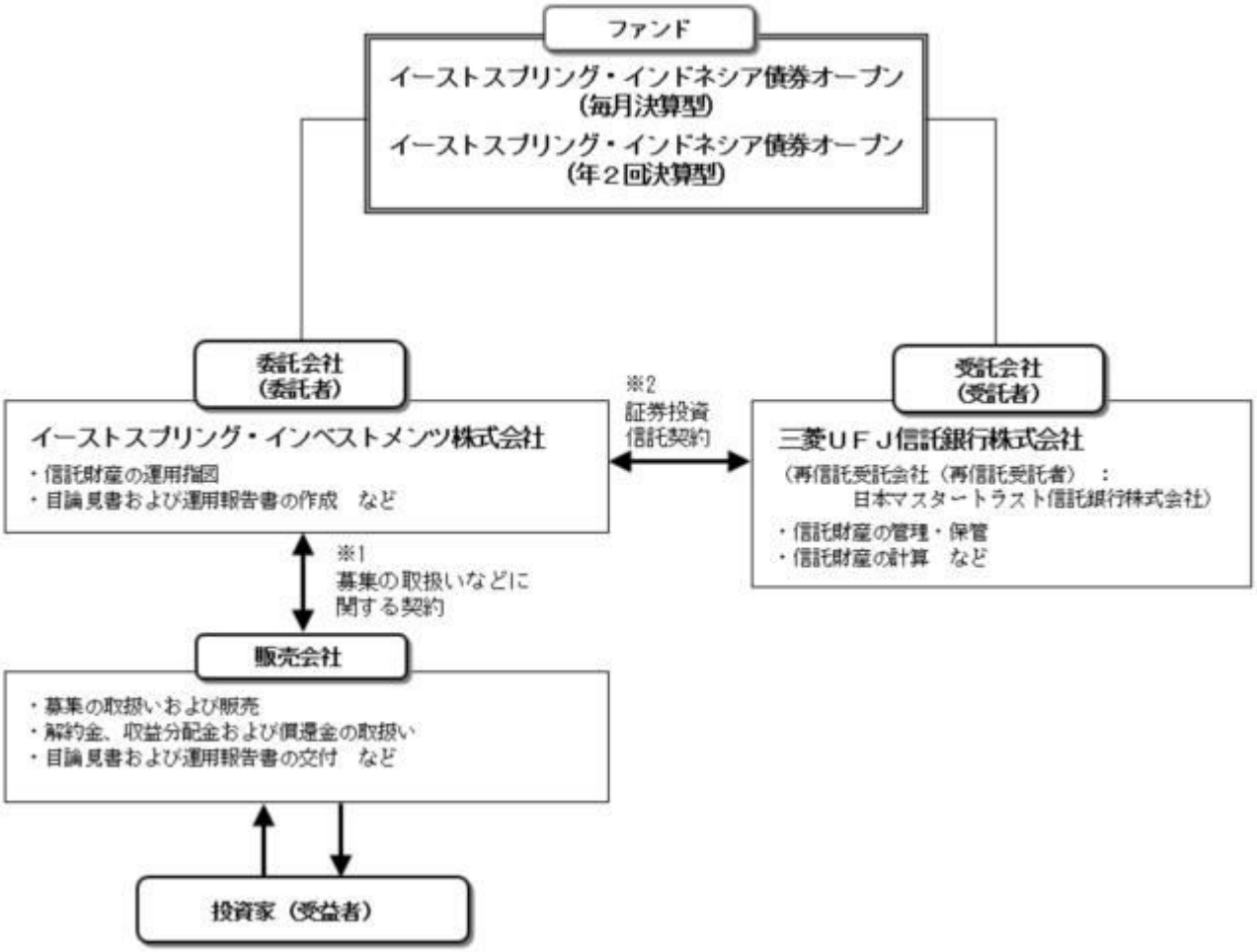

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

≪ファンド・オブ・ファンズの仕組み≫

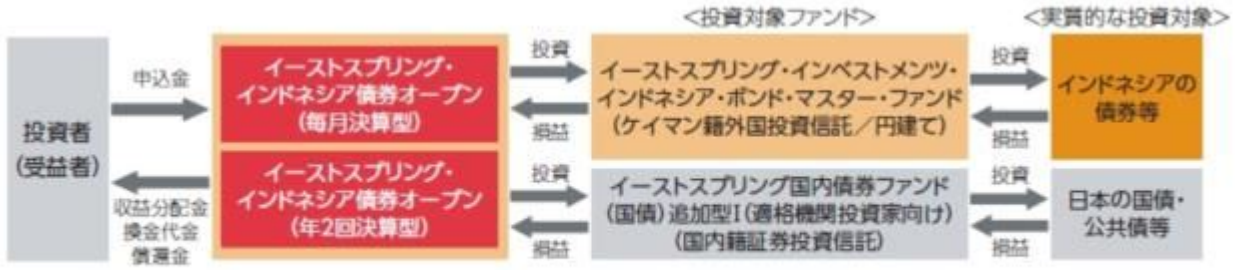

※ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

②　委託会社の概況（2024年8月末現在）

１）資本金
649.5百万円

２）沿革

1999年12月	「ピーピーエム投信投資顧問株式会社」設立
2000年 1 月	投資顧問業の登録
2000年 5 月	投資一任契約にかかる業務の認可を取得
2000年 5 月	証券投資信託委託業の認可を取得

2002年 1 月　　ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2007年 9 月　　金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
2010年12月　　ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2012年 2 月　　イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

３）大株主の状況

株主名	住　　所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018936、ストレイツ・ビュー　7	23,060株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　以下の投資信託証券を主要投資対象とし、主にインドネシアの債券に実質的に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保および中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
　１．ケイマン籍外国投資信託
　　「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券
　２．国内籍証券投資信託
　　「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）
②　上記①の１．に掲げる投資信託証券への投資比率を高位に維持することを基本とします。
③　資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資信託証券の選定方針＞
投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

（２）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。
①　投資の対象とする資産の種類
　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
　１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　　イ）有価証券
　　ロ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
　　ハ）金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
　２）次に掲げる特定資産以外の資産
　　イ）為替手形
②　有価証券の指図範囲
　委託者は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券および国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
　１）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
　２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
　３）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
　４）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
　なお、４）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引および債券貸借取引に限り行うことができるものとします。
③　投資対象とする金融商品
　委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
　１）預金
　２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
　３）コール・ローン
　４）手形割引市場において売買される手形
④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の１）から４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要
以下の記載事項は、2024年8月末現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	
形態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型／円建て	
主な投資対象	インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
主な投資制限	・同一発行体の発行する公社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ただし、インドネシアルピア建てで発行されるインドネシアの国債、政府保証債、政府機関債および地方債、ならびに国際機関債についてはこの限りではありません。 ・信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。	
申込手数料	ありません。	
運用報酬および管理費用等	年率0.45%(上限)	
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用(法務および監査費用を含みます。)がかかります。	
設定日	2012年2月29日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofA 国債インデックス(1-10年債)*	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
主な投資制限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。	
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.22%(税抜0.2%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)	

*ICEの指数データは、ICE Data Indices、LLC、その関係会社(以下「ICE Data」)及び／またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞

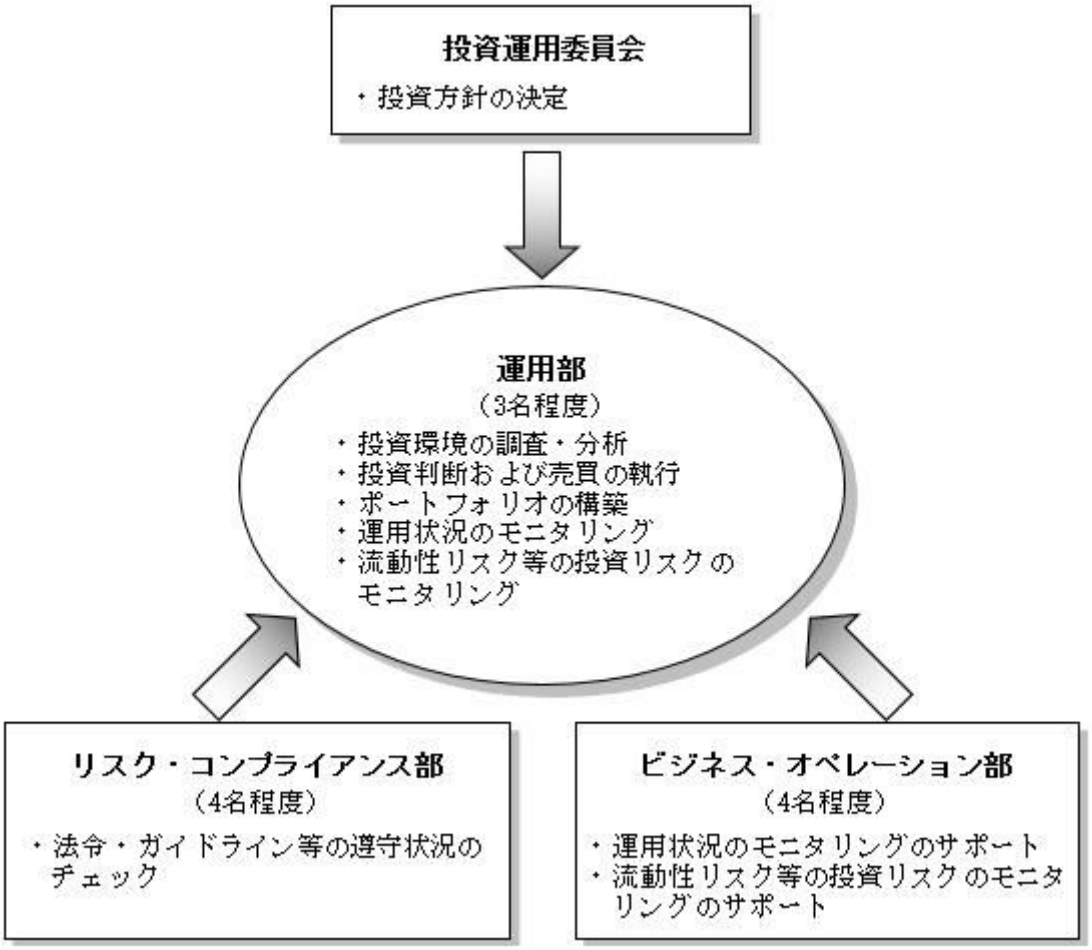

１．投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
２．運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

＜運用体制に関する社内規則＞
委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規程に則り運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。
また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

※上記体制は2024年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
３）留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）外貨建資産への直接投資は行いません。
３）株式への直接投資は行いません。
４）投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
６）公社債の借入れ
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
７）資金の借入れ
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

３【投資リスク】

（１）基準価額の主な変動要因およびその他の留意点
投資信託は預貯金とは異なります。
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。
① 為替変動リスク
為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。
② 金利変動リスク
一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。
③ 信用リスク
有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。
④ 流動性リスク
実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。
⑤ カントリーリスク
一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

① 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

② 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

③ 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

④ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

⑤ 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

⑥ 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨（主に米ドル）建て債券についてはＮＤＦ取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。ＮＤＦ取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、ＮＤＦ取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。
また、店頭デリバティブ取引に関する国際的な規制強化により取引の担保として現金等の保有比率を高めることがあります。その場合、有価証券の組入比率が低下し、高位に有価証券を組み入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られなくなることがあります。

⑦ インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

⑧ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑨ 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

⑩ 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（２）リスク管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

＜委託会社における投資リスク管理体制＞

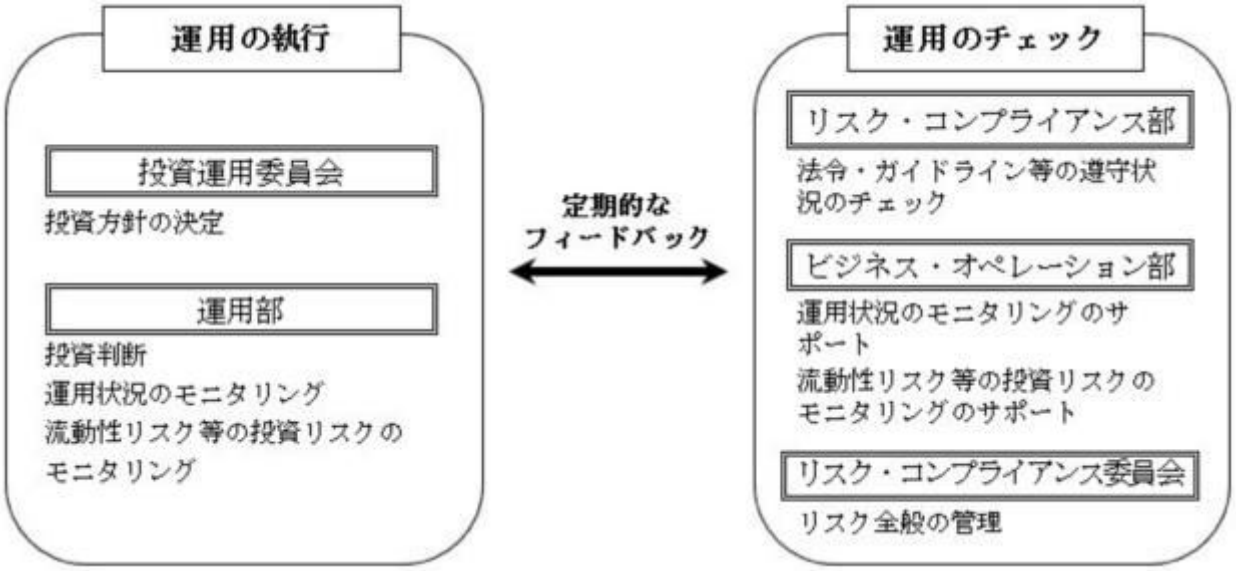

・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求め

ています。
・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。リスク・コンプライアンス委員会は、その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。
・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

※上記体制は2024年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

≪参考情報≫

＜毎月決算型＞

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2019年9月末～2024年8月末

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年9月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年9月末～2024年8月末

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜年2回決算型＞

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2019年9月末～2024年8月末

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年9月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年9月末～2024年8月末

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.199%（税抜1.09%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	年率0.3927%（税抜0.357%）
販売会社	年率0.7810%（税抜0.710%）
受託会社	年率0.0253%（税抜0.023%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価

販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬の上限は、年率1.649%（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況等により変動します。

＜投資対象ファンドの信託報酬等＞
・「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」

運用報酬および管理費用等
年率0.45%（上限）

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用（法務および監査費用を含みます。）がかかります。なお、申込手数料はありません。
・「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」

信託報酬
年率0.22%（税抜0.2%）

上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

③　支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

①　信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
②　委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。
③　上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。
④　上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
⑤　外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
⑥　信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

その他の手数料等の役務の内容	
監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（４）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・「年２回決算型」はNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・「毎月決算型」は、NISAの対象ではありません。

①　個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

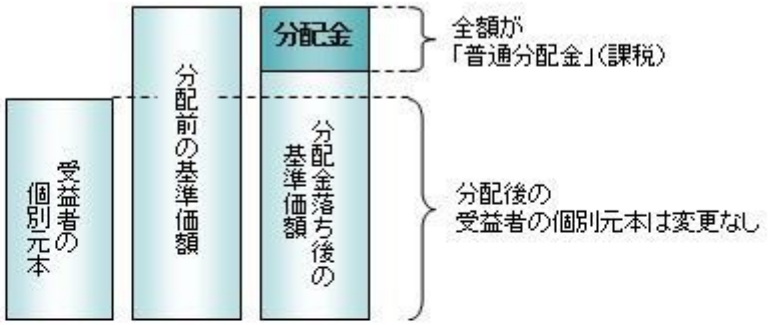

ロ）、ハ）の場合

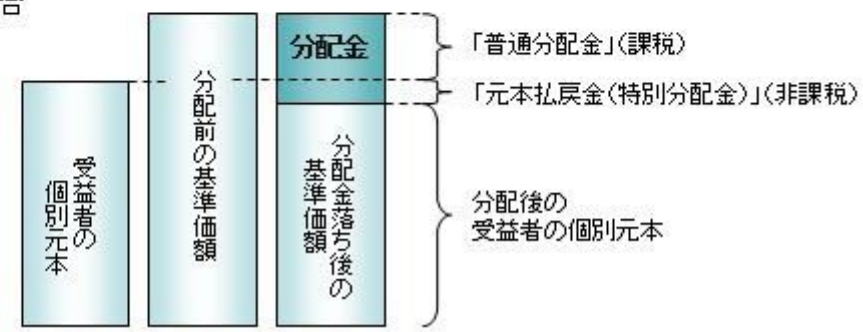

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2024年8月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ファンドの総経費率

対象期間：2024年2月20日～2024年8月19日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
毎月決算型	1.74%	1.20%	0.54%
年2回決算型	1.76%	1.20%	0.56%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）】

以下の運用状況は2024年 8月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	12,996,326,335	97.16
	日本	17,082,314	0.13
	小計	13,013,408,649	97.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	363,018,734	2.71
合計(純資産総額)		13,376,427,383	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	20,757,588,780	0.6238	12,948,583,880	0.6261	12,996,326,335	97.16
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）	16,220,980	1.0535	17,088,802	1.0531	17,082,314	0.13

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.29
合計	97.29

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6特定期間末　(2015年 2月18日)	36,591	38,548	0.7883	0.8483
第7特定期間末　(2015年 8月18日)	48,216	52,075	0.6618	0.7218
第8特定期間末　(2016年 2月18日)	41,088	45,312	0.6007	0.6607
第9特定期間末　(2016年 8月18日)	38,833	42,472	0.5462	0.5982
第10特定期間末　(2017年 2月20日)	33,541	35,931	0.5546	0.5906
第11特定期間末　(2017年 8月18日)	34,586	36,787	0.5361	0.5721
第12特定期間末　(2018年 2月19日)	29,545	31,592	0.4993	0.5323
第13特定期間末　(2018年 8月20日)	24,296	25,318	0.4405	0.4585
第14特定期間末　(2019年 2月18日)	23,075	24,028	0.4465	0.4645
第15特定期間末　(2019年 8月19日)	22,425	23,366	0.4326	0.4506
第16特定期間末　(2020年 2月18日)	20,932	21,807	0.4697	0.4877
第17特定期間末　(2020年 8月18日)	16,130	16,874	0.4094	0.4274
第18特定期間末　(2021年 2月18日)	15,212	15,881	0.4302	0.4482
第19特定期間末　(2021年 8月18日)	12,699	13,277	0.4273	0.4453
第20特定期間末　(2022年 2月18日)	11,398	11,885	0.4409	0.4589
第21特定期間末　(2022年 8月18日)	11,687	12,138	0.4772	0.4952
第22特定期間末　(2023年 2月20日)	11,164	11,601	0.4637	0.4817
第23特定期間末　(2023年 8月18日)	13,332	13,780	0.4983	0.5163
第24特定期間末　(2024年 2月19日)	14,289	14,803	0.4886	0.5066
第25特定期間末　(2024年 8月19日)	13,283	13,804	0.4706	0.4886
2023年 8月末日	13,490	—	0.5006	—
9月末日	13,744	—	0.4945	—
10月末日	13,343	—	0.4699	—
11月末日	14,135	—	0.4885	—
12月末日	13,468	—	0.4684	—
2024年 1月末日	13,869	—	0.4784	—
2月末日	14,460	—	0.4901	—
3月末日	14,194	—	0.4834	—
4月末日	13,899	—	0.4766	—
5月末日	13,933	—	0.4803	—
6月末日	13,977	—	0.4837	—
7月末日	13,288	—	0.4707	—
8月末日	13,376	—	0.4721	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6特定期間	2014年 8月19日～2015年 2月18日	0.0600
第7特定期間	2015年 2月19日～2015年 8月18日	0.0600
第8特定期間	2015年 8月19日～2016年 2月18日	0.0600
第9特定期間	2016年 2月19日～2016年 8月18日	0.0520
第10特定期間	2016年 8月19日～2017年 2月20日	0.0360
第11特定期間	2017年 2月21日～2017年 8月18日	0.0360
第12特定期間	2017年 8月19日～2018年 2月19日	0.0330
第13特定期間	2018年 2月20日～2018年 8月20日	0.0180
第14特定期間	2018年 8月21日～2019年 2月18日	0.0180
第15特定期間	2019年 2月19日～2019年 8月19日	0.0180
第16特定期間	2019年 8月20日～2020年 2月18日	0.0180
第17特定期間	2020年 2月19日～2020年 8月18日	0.0180
第18特定期間	2020年 8月19日～2021年 2月18日	0.0180
第19特定期間	2021年 2月19日～2021年 8月18日	0.0180
第20特定期間	2021年 8月19日～2022年 2月18日	0.0180
第21特定期間	2022年 2月19日～2022年 8月18日	0.0180
第22特定期間	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.0180
第23特定期間	2023年 2月21日～2023年 8月18日	0.0180
第24特定期間	2023年 8月19日～2024年 2月19日	0.0180
第25特定期間	2024年 2月20日～2024年 8月19日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第6特定期間	2014年 8月19日～2015年 2月18日	13.8
第7特定期間	2015年 2月19日～2015年 8月18日	△8.4
第8特定期間	2015年 8月19日～2016年 2月18日	△0.2
第9特定期間	2016年 2月19日～2016年 8月18日	△0.4
第10特定期間	2016年 8月19日～2017年 2月20日	8.1
第11特定期間	2017年 2月21日～2017年 8月18日	3.2
第12特定期間	2017年 8月19日～2018年 2月19日	△0.7
第13特定期間	2018年 2月20日～2018年 8月20日	△8.2
第14特定期間	2018年 8月21日～2019年 2月18日	5.4
第15特定期間	2019年 2月19日～2019年 8月19日	0.9
第16特定期間	2019年 8月20日～2020年 2月18日	12.7
第17特定期間	2020年 2月19日～2020年 8月18日	△9.0
第18特定期間	2020年 8月19日～2021年 2月18日	9.5
第19特定期間	2021年 2月19日～2021年 8月18日	3.5
第20特定期間	2021年 8月19日～2022年 2月18日	7.4
第21特定期間	2022年 2月19日～2022年 8月18日	12.3
第22特定期間	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.9
第23特定期間	2023年 2月21日～2023年 8月18日	11.3

第24特定期間	2023年 8月19日～2024年 2月19日	1.7
第25特定期間	2024年 2月20日～2024年 8月19日	0.0

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6特定期間	2014年 8月19日～2015年 2月18日	39,589,464,695	7,524,240,120
第7特定期間	2015年 2月19日～2015年 8月18日	32,033,275,571	5,595,404,776
第8特定期間	2015年 8月19日～2016年 2月18日	7,751,612,261	12,205,525,879
第9特定期間	2016年 2月19日～2016年 8月18日	10,262,173,535	7,560,814,288
第10特定期間	2016年 8月19日～2017年 2月20日	5,651,215,550	16,277,664,120
第11特定期間	2017年 2月21日～2017年 8月18日	13,175,513,665	9,131,554,912
第12特定期間	2017年 8月19日～2018年 2月19日	8,572,504,284	13,916,012,021
第13特定期間	2018年 2月20日～2018年 8月20日	3,717,092,005	7,737,723,264
第14特定期間	2018年 8月21日～2019年 2月18日	2,386,453,145	5,863,890,789
第15特定期間	2019年 2月19日～2019年 8月19日	4,449,459,694	4,281,126,723
第16特定期間	2019年 8月20日～2020年 2月18日	2,488,090,631	9,768,222,464
第17特定期間	2020年 2月19日～2020年 8月18日	1,090,704,929	6,259,061,698
第18特定期間	2020年 8月19日～2021年 2月18日	1,106,571,803	5,142,613,853
第19特定期間	2021年 2月19日～2021年 8月18日	769,125,757	6,413,114,249
第20特定期間	2021年 8月19日～2022年 2月18日	638,096,927	4,504,955,277
第21特定期間	2022年 2月19日～2022年 8月18日	1,133,630,459	2,488,586,883
第22特定期間	2022年 8月19日～2023年 2月20日	1,619,953,446	2,039,294,807
第23特定期間	2023年 2月21日～2023年 8月18日	4,350,960,227	1,670,886,510
第24特定期間	2023年 8月19日～2024年 2月19日	3,864,566,210	1,375,927,904
第25特定期間	2024年 2月20日～2024年 8月19日	2,463,434,407	3,479,392,462

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）】

以下の運用状況は2024年 8月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,991,530,945	92.02
	日本	2,246,861	0.05
	小計	3,993,777,806	92.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	343,948,542	7.93
合計(純資産総額)		4,337,726,348	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	6,375,229,110	0.6238	3,976,867,918	0.6261	3,991,530,945	92.02
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	2,133,569	1.0535	2,247,714	1.0531	2,246,861	0.05

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	92.07
合計	92.07

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　(2018年 8月20日)	34	34	0.9305	0.9305
第2計算期間末　(2019年 2月18日)	57	57	0.9816	0.9816
第3計算期間末　(2019年 8月19日)	345	345	0.9959	0.9959
第4計算期間末　(2020年 2月18日)	316	316	1.1214	1.1214
第5計算期間末　(2020年 8月18日)	231	231	1.0211	1.0211
第6計算期間末　(2021年 2月18日)	280	280	1.1150	1.1150
第7計算期間末　(2021年 8月18日)	272	272	1.1519	1.1519
第8計算期間末　(2022年 2月18日)	242	242	1.2296	1.2296
第9計算期間末　(2022年 8月18日)	657	657	1.3732	1.3732
第10計算期間末　(2023年 2月20日)	693	693	1.3833	1.3833
第11計算期間末　(2023年 8月18日)	1,627	1,627	1.5380	1.5380
第12計算期間末　(2024年 2月19日)	2,262	2,262	1.5621	1.5621
第13計算期間末　(2024年 8月19日)	4,303	4,303	1.5713	1.5713
2023年 8月末日	1,678	—	1.5445	—
9月末日	1,883	—	1.5355	—
10月末日	1,931	—	1.4708	—
11月末日	2,135	—	1.5351	—
12月末日	2,096	—	1.4830	—
2024年 1月末日	2,178	—	1.5218	—
2月末日	2,281	—	1.5667	—
3月末日	2,271	—	1.5554	—
4月末日	2,255	—	1.5433	—
5月末日	2,304	—	1.5633	—

6月末日	2,347	―	1.5832	―
7月末日	4,283	―	1.5632	―
8月末日	4,337	―	1.5760	―

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 2月28日～2018年 8月20日	0.0000
第2期	2018年 8月21日～2019年 2月18日	0.0000
第3期	2019年 2月19日～2019年 8月19日	0.0000
第4期	2019年 8月20日～2020年 2月18日	0.0000
第5期	2020年 2月19日～2020年 8月18日	0.0000
第6期	2020年 8月19日～2021年 2月18日	0.0000
第7期	2021年 2月19日～2021年 8月18日	0.0000
第8期	2021年 8月19日～2022年 2月18日	0.0000
第9期	2022年 2月19日～2022年 8月18日	0.0000
第10期	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.0000
第11期	2023年 2月21日～2023年 8月18日	0.0000
第12期	2023年 8月19日～2024年 2月19日	0.0000
第13期	2024年 2月20日～2024年 8月19日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2018年 2月28日～2018年 8月20日	△7.0
第2期	2018年 8月21日～2019年 2月18日	5.5
第3期	2019年 2月19日～2019年 8月19日	1.5
第4期	2019年 8月20日～2020年 2月18日	12.6
第5期	2020年 2月19日～2020年 8月18日	△8.9
第6期	2020年 8月19日～2021年 2月18日	9.2
第7期	2021年 2月19日～2021年 8月18日	3.3
第8期	2021年 8月19日～2022年 2月18日	6.7
第9期	2022年 2月19日～2022年 8月18日	11.7
第10期	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.7
第11期	2023年 2月21日～2023年 8月18日	11.2
第12期	2023年 8月19日～2024年 2月19日	1.6
第13期	2024年 2月20日～2024年 8月19日	0.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2018年 2月28日～2018年 8月20日	37,174,373	35,315
第2期	2018年 8月21日～2019年 2月18日	23,047,627	2,107,851
第3期	2019年 2月19日～2019年 8月19日	301,732,701	13,188,342

第4期	2019年 8月20日～2020年 2月18日	110,381,914	174,670,145
第5期	2020年 2月19日～2020年 8月18日	20,533,113	76,602,170
第6期	2020年 8月19日～2021年 2月18日	45,653,268	20,399,216
第7期	2021年 2月19日～2021年 8月18日	107,291,675	122,596,142
第8期	2021年 8月19日～2022年 2月18日	66,563,011	105,614,809
第9期	2022年 2月19日～2022年 8月18日	306,089,076	24,563,033
第10期	2022年 8月19日～2023年 2月20日	104,585,723	81,869,514
第11期	2023年 2月21日～2023年 8月18日	643,949,400	87,205,732
第12期	2023年 8月19日～2024年 2月19日	458,180,173	67,741,870
第13期	2024年 2月20日～2024年 8月19日	1,488,511,778	198,501,375

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

■基準価額・純資産の推移

<毎月決算型>

設定日(2012年2月29日)～2024年8月30日

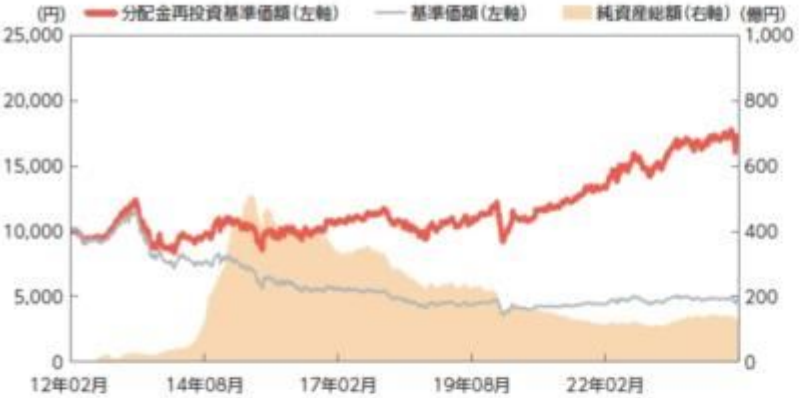

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	4,721円
純資産総額	133.8億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2024年 8月	30円
2024年 7月	30円
2024年 6月	30円
2024年 5月	30円
2024年 4月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	7,780円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■基準価額・純資産の推移

<年2回決算型>

設定日(2018年2月28日)～2024年8月30日

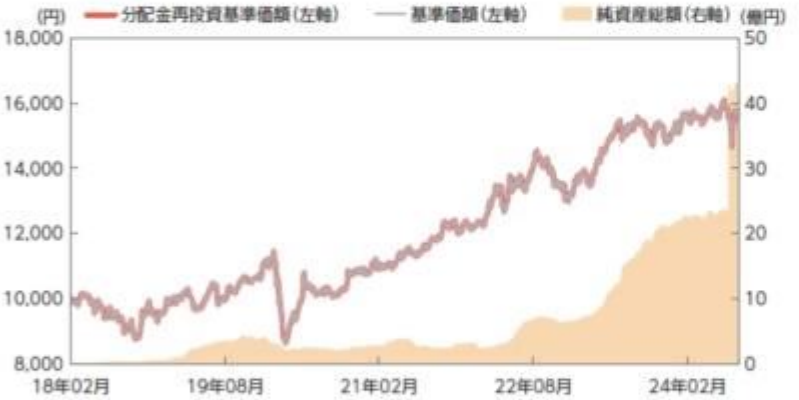

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	15,760円
純資産総額	43.4億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2024年 8月	0円
2024年 2月	0円
2023年 8月	0円
2023年 2月	0円
2022年 8月	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■主要な資産の状況

<毎月決算型>

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	97.2
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.1
現金・その他	2.7

<年2回決算型>

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	92.0
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.1
現金・その他	7.9

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
国債	97.0
社債	1.7
現金等	1.3

組入上位10銘柄

	銘柄	通貨	種別	利率(%)	償還日	比率(%)
1	インドネシア国債	ルピア	国債	6.500	2031/2/15	9.4
2	インドネシア国債	ルピア	国債	7.000	2030/9/15	7.9
3	インドネシア国債	ルピア	国債	8.750	2044/2/15	7.1
4	インドネシア国債	ルピア	国債	6.625	2034/2/15	7.1
5	インドネシア国債	ルピア	国債	6.875	2029/4/15	5.1
6	インドネシア国債	ルピア	国債	9.500	2041/5/15	4.4
7	インドネシア国債	ルピア	国債	6.125	2028/5/15	4.0
8	インドネシア国債	ルピア	国債	7.500	2040/4/15	3.4
9	インドネシア国債	ルピア	国債	8.375	2034/3/15	3.2
10	インドネシア国債	ルピア	国債	8.375	2026/9/15	3.2

※「資産別組入状況」の比率は「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の純資産総額を100%として計算しています。
四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。現金等には未収・未払金が含まれます。
※「組入上位10銘柄」の比率は組入債券評価額の合計を100%として計算しています。
※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

<毎月決算型>

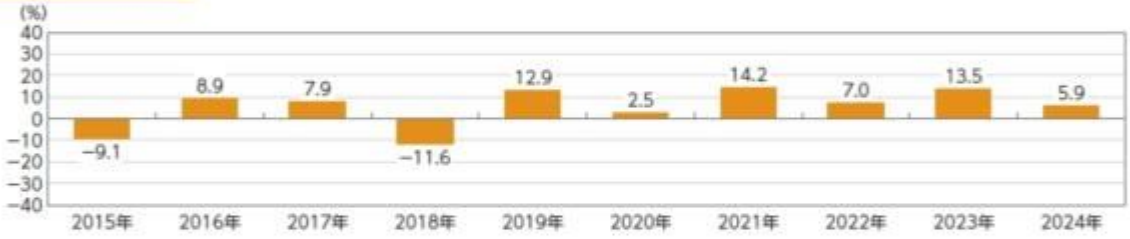

<年2回決算型>

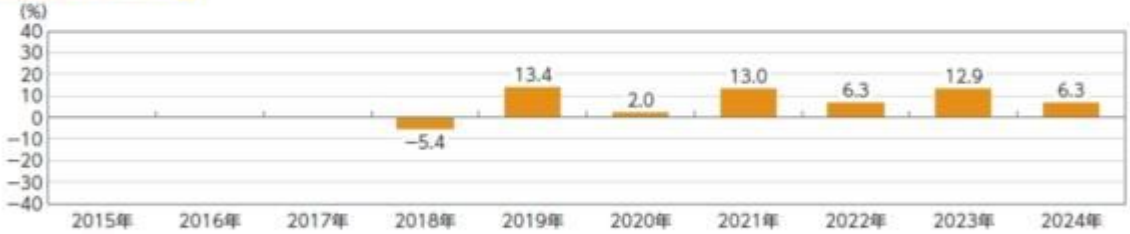

※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※<年2回決算型>の2018年は、設定時(2018年2月28日)から2018年12月末までの収益率です。
※2024年は、8月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
※販売会社によっては、「毎月決算型」および「年２回決算型」の間でスイッチングを取扱う場合があり

ます。また、販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

（４）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込み（スイッチングを含みます。）の受付けは行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・インドネシアの銀行休業日
・インドネシアの公休日および政令指定休日
・ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、購入申込受付不可日とする場合があります。

（７）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（８）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すこと、またはその両方を行うことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付けは行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・インドネシアの銀行休業日
・インドネシアの公休日および政令指定休日
・ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、換金申込受付不可日とする場合があります。

（４）解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金に制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
　詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付けを中止すること、すでに受付けた解約請求の受付けを取り消すこと、またはその両方を行うことができます。
・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

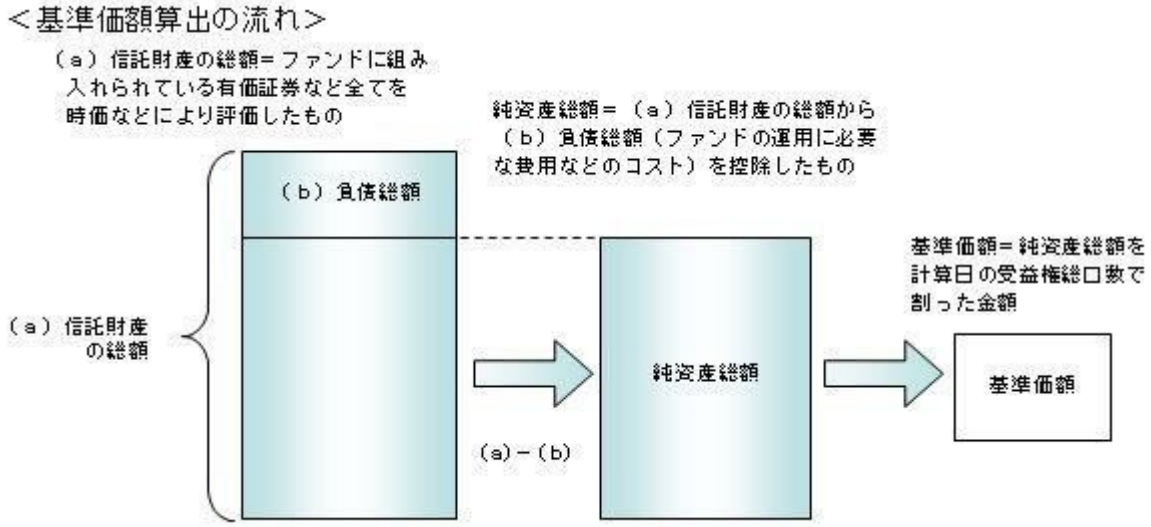

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇投資信託証券
　原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）＞
無期限とします（2012年2月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）＞
無期限とします（2018年2月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了

させることがあります。

（４）【計算期間】

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）＞
毎月19日から翌月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）＞
毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）
１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）各ファンドについて受益者の解約により信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき
２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について
・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など
１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議
１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

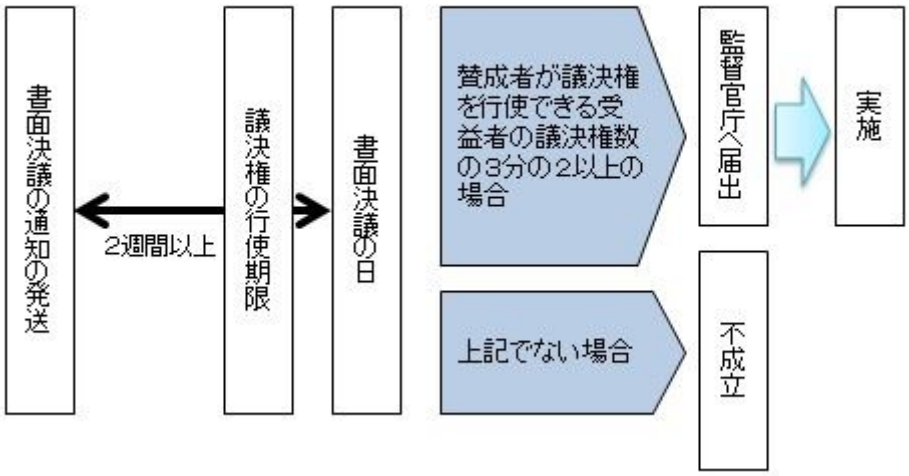

⑤　公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、年２回（２月、８月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

⑦　関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2024年 2月20日から2024年 8月19日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は原則として６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第13期計算期間（2024年 2月20日から2024年 8月19日まで）の財務諸表についてPwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (2024年 2月19日現在)	当特定期間 (2024年 8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	487,450,545	418,477,162
投資信託受益証券	13,927,877,230	12,965,672,682
未収利息	-	1,261
流動資産合計	14,415,327,775	13,384,151,105
資産合計	14,415,327,775	13,384,151,105
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	87,733,110	84,685,235
未払解約金	22,499,442	492,330
未払受託者報酬	310,496	293,518
未払委託者報酬	14,404,337	13,616,700
未払利息	1,428	-
その他未払費用	1,218,340	1,228,425
流動負債合計	126,167,153	100,316,208
負債合計	126,167,153	100,316,208
純資産の部		
元本等		
元本	29,244,370,002	28,228,411,947
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,955,209,380	△14,944,577,050
（分配準備積立金）	663,988,227	633,817,824
元本等合計	14,289,160,622	13,283,834,897
純資産合計	14,289,160,622	13,283,834,897
負債純資産合計	14,415,327,775	13,384,151,105

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日	当特定期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
営業収益		
受取配当金	623,176,204	631,221,603
受取利息	-	34,620
有価証券売買等損益	△291,974,665	△553,426,151
営業収益合計	331,201,539	77,830,072
営業費用		
支払利息	203,098	36,679
受託者報酬	1,757,990	1,758,920
委託者報酬	81,555,340	81,598,542
その他費用	1,228,468	1,228,425
営業費用合計	84,744,896	84,622,566
営業利益又は営業損失（△）	246,456,643	△6,792,494
経常利益又は経常損失（△）	246,456,643	△6,792,494
当期純利益又は当期純損失（△）	246,456,643	△6,792,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,040,512	△1,786,023
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△13,422,822,802	△14,955,209,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	712,396,273	1,809,687,767
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	712,396,273	1,809,687,767
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,980,315,751	1,273,612,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,980,315,751	1,273,612,771
分配金	513,964,255	520,436,195
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,955,209,380	△14,944,577,050

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当特定期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2024年 8月18日が休業日のため、当特定期間末日を2024年 8月19日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前特定期間 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日	当特定期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前特定期間 (2024年 2月19日現在)	当特定期間 (2024年 8月19日現在)
１．　元本の推移		
期首元本額	26,755,731,696円	29,244,370,002円
期中追加設定元本額	3,864,566,210円	2,463,434,407円
期中一部解約元本額	1,375,927,904円	3,479,392,462円
２．　特定期間末日における受益権の総数	29,244,370,002口	28,228,411,947口
３．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		
元本の欠損	14,955,209,380円	14,944,577,050円
４．　1口当たり純資産額	0.4886円	0.4706円
(1万口当たり純資産額)	(4,886円)	(4,706円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日		当特定期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
第137期		第143期	
2023年 8月19日		2024年 2月20日	
2023年 9月19日		2024年 3月18日	
A　費用控除後の配当等収益額	84,264,472円	A　費用控除後の配当等収益額	94,249,814円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	1,038,647,168円	C　収益調整金額	1,213,802,518円
D　分配準備積立金額	637,795,031円	D　分配準備積立金額	654,367,177円
E　当ファンドの分配対象収益額	1,760,706,671円	E　当ファンドの分配対象収益額	1,962,419,509円
F　当ファンドの期末残存口数	27,326,213,476口	F　当ファンドの期末残存口数	29,494,789,723口
G　10,000口当たり収益分配対象額	644円	G　10,000口当たり収益分配対象額	665円
H　10,000口当たり分配金額	30円	H　10,000口当たり分配金額	30円
I　収益分配金金額	81,978,640円	I　収益分配金金額	88,484,369円
第138期		第144期	
2023年 9月20日		2024年 3月19日	
2023年10月18日		2024年 4月18日	
A　費用控除後の配当等収益額	88,794,746円	A　費用控除後の配当等収益額	87,653,895円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	1,100,534,404円	C　収益調整金額	1,217,493,938円
D　分配準備積立金額	637,991,987円	D　分配準備積立金額	644,013,697円
E　当ファンドの分配対象収益額	1,827,321,137円	E　当ファンドの分配対象収益額	1,949,161,530円
F　当ファンドの期末残存口数	28,282,171,538口	F　当ファンドの期末残存口数	29,272,928,651口
G　10,000口当たり収益分配対象額	646円	G　10,000口当たり収益分配対象額	665円
H　10,000口当たり分配金額	30円	H　10,000口当たり分配金額	30円
I　収益分配金金額	84,846,514円	I　収益分配金金額	87,818,785円
第139期		第145期	
2023年10月19日		2024年 4月19日	
2023年11月20日		2024年 5月20日	
A　費用控除後の配当等収益額	98,125,469円	A　費用控除後の配当等収益額	101,880,806円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,139,057,636円
D	分配準備積立金額	637,270,185円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,874,453,290円
F	当ファンドの期末残存口数	28,812,704,200口
G	10,000口当たり収益分配対象額	650円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	86,438,112円
	第140期 2023年11月21日 2023年12月18日	
A	費用控除後の配当等収益額	92,354,442円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,149,568,376円
D	分配準備積立金額	643,753,721円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,885,676,539円
F	当ファンドの期末残存口数	28,891,410,468口
G	10,000口当たり収益分配対象額	652円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	86,674,231円
	第141期 2023年12月19日 2024年 1月18日	
A	費用控除後の配当等収益額	103,478,753円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,148,489,075円
D	分配準備積立金額	643,071,721円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,895,039,549円
F	当ファンドの期末残存口数	28,764,549,510口
G	10,000口当たり収益分配対象額	658円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	86,293,648円
	第142期 2024年 1月19日 2024年 2月19日	
A	費用控除後の配当等収益額	99,647,857円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,187,463,124円
D	分配準備積立金額	652,073,480円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,939,184,461円
F	当ファンドの期末残存口数	29,244,370,002口
G	10,000口当たり収益分配対象額	663円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	87,733,110円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,208,592,173円
D	分配準備積立金額	632,826,295円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,943,299,274円
F	当ファンドの期末残存口数	28,946,255,612口
G	10,000口当たり収益分配対象額	671円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	86,838,766円
	第146期 2024年 5月21日 2024年 6月18日	
A	費用控除後の配当等収益額	91,329,488円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,211,401,185円
D	分配準備積立金額	641,538,183円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,944,268,856円
F	当ファンドの期末残存口数	28,884,488,094口
G	10,000口当たり収益分配対象額	673円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	86,653,464円
	第147期 2024年 6月19日 2024年 7月18日	
A	費用控除後の配当等収益額	99,475,717円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,212,659,316円
D	分配準備積立金額	631,011,059円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,943,146,092円
F	当ファンドの期末残存口数	28,651,858,950口
G	10,000口当たり収益分配対象額	678円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	85,955,576円
	第148期 2024年 7月19日 2024年 8月19日	
A	費用控除後の配当等収益額	88,812,013円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,201,452,123円
D	分配準備積立金額	629,691,046円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,919,955,182円
F	当ファンドの期末残存口数	28,228,411,947口
G	10,000口当たり収益分配対象額	680円
H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	84,685,235円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日	当特定期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1．金融商品に対する取組方針 同左
2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2．金融商品の内容及びそのリスク 同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	3．金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 (2024年 2月19日現在)	当特定期間 (2024年 8月19日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2．時価の算定方法 ①投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (2024年 2月19日現在)	当特定期間 (2024年 8月19日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	140,547,124	△287,720,630
合計	140,547,124	△287,720,630

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券　　（2024年 8月19日現在）

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	20,757,588,780	12,948,583,880	
	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	16,220,980	17,088,802	
合 計		20,773,809,760	12,965,672,682	

(注)券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2024年 2月19日現在)	第13期 (2024年 8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	179,024,780	340,174,529
投資信託受益証券	2,105,034,196	3,979,115,632
未収利息	-	1,025
流動資産合計	2,284,058,976	4,319,291,186
資産合計	2,284,058,976	4,319,291,186
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,444,281	57,692
未払受託者報酬	254,717	322,136
未払委託者報酬	11,816,529	14,944,248
未払利息	524	-
その他未払費用	650,980	905,156
流動負債合計	21,167,031	16,229,232
負債合計	21,167,031	16,229,232
純資産の部		
元本等		
元本	1,448,587,915	2,738,598,318
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	814,304,030	1,564,463,636
（分配準備積立金）	217,222,579	285,200,826
元本等合計	2,262,891,945	4,303,061,954
純資産合計	2,262,891,945	4,303,061,954
負債純資産合計	2,284,058,976	4,319,291,186

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日	第13期 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
営業収益		
受取配当金	87,068,859	113,764,977
受取利息	-	23,245
有価証券売買等損益	△33,628,073	△80,733,541
営業収益合計	53,440,786	33,054,681
営業費用		
支払利息	77,113	15,437
受託者報酬	254,717	322,136
委託者報酬	11,816,529	14,944,248
その他費用	655,738	905,156
営業費用合計	12,804,097	16,186,977
営業利益又は営業損失（△）	40,636,689	16,867,704
経常利益又は経常損失（△）	40,636,689	16,867,704
当期純利益又は当期純損失（△）	40,636,689	16,867,704
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△301,853	△1,352,226
期首剰余金又は期首欠損金（△）	569,302,404	814,304,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	240,060,145	842,778,800
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	240,060,145	842,778,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,997,061	110,839,124
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,997,061	110,839,124
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	814,304,030	1,564,463,636

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13期 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年 8月18日が休業日のため、当計算期間末日を2024年 8月19日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第12期 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日	第13期 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第12期 (2024年 2月19日現在)	第13期 (2024年 8月19日現在)
１．　元本の推移		
期首元本額	1,058,149,612円	1,448,587,915円
期中追加設定元本額	458,180,173円	1,488,511,778円
期中一部解約元本額	67,741,870円	198,501,375円
２．　計算期間末日における受益権の総数	1,448,587,915口	2,738,598,318口
３．　1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5621円 (15,621円)	1.5713円 (15,713円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日		第13期 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A　費用控除後の配当等収益額	72,323,722円	A　費用控除後の配当等収益額	93,326,500円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	785,805,191円	C　収益調整金額	1,771,245,091円
D　分配準備積立金額	144,898,857円	D　分配準備積立金額	191,874,326円
E　当ファンドの分配対象収益額	1,003,027,770円	E　当ファンドの分配対象収益額	2,056,445,917円
F　当ファンドの期末残存口数	1,448,587,915口	F　当ファンドの期末残存口数	2,738,598,318口
G　10,000口当たり収益分配対象額	6,924円	G　10,000口当たり収益分配対象額	7,509円
H　10,000口当たり分配金額	0円	H　10,000口当たり分配金額	0円
I　収益分配金金額	0円	I　収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

第12期 自　2023年 8月19日 至　2024年 2月19日	第13期 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	３．金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第12期 (2024年 2月19日現在)	第13期 (2024年 8月19日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2．時価の算定方法 ①投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第12期 (2024年 2月19日現在)	第13期 (2024年 8月19日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△33,628,073	△71,485,618
合計	△33,628,073	△71,485,618

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券　　（2024年 8月19日現在）

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	6,375,229,110	3,976,867,918	
	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	2,133,569	2,247,714	
合 計		6,377,362,679	3,979,115,632	

(注)券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの状況

同受益証券はケイマン籍外国投資信託の受益証券であります。同受益証券は、2023年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております（投資有価証券明細表を除く）。

同受益証券の「財政状態計算書」「包括利益計算書」および「投資有価証券明細表（未監査）」は、委託会社が入手した2023年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

財政状態計算書
2023年12月31日現在

	日本円
資産	
現金	4,586,260
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	15,297,280,359
資産合計	**15,301,866,619**
負債	
未払キャピタルゲイン税	55,427,857
未払運用者報酬	10,585,172
未払金及び未払費用	9,475,016
負債合計	**75,488,045**
受益証券保有者持分	**15,226,378,574**
純資産価格－１口当たり売出し及び償還価格 （基準時点での残高：2,436,107.992口）	**6,250.29**

包括利益計算書
2023年12月31日に終了した事業年度

	日本円
投資収益	
受取利息	795,052,398
損益を通じて公正価値で測定する金融商品における実現純損益	186,322,495
外国為替取引に係る実現純損益	20,515,061
外国為替先渡取引に係る実現純損益	817
損益を通じて公正価値で測定する金融商品における未実現評価損益の変動額	872,230,449
外国為替取引に係る未実現評価損益の変動額	2,948,140
投資収益合計	**1,877,069,360**
費用	
運用報酬	47,826,375
管理事務･保管･受託費用	16,165,041
専門家報酬	7,476,209

費用合計	**71,467,625**
税引前利益	**1,805,601,735**
税金費用	(107,141,425)
当期純利益（損失）	**1,698,460,310**

投資有価証券明細表（未監査）（2023年12月31日現在）

銘柄	利率（%）	償還日	額面	評価額（日本円）	取得金額（日本円）	対純資産比率（%）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産						
社債及び国債						
Indosat Tbk PT	10.40	6/4/2025	20,000,000,000	192,777,354	188,322,934	1.27
Indosat Tbk PT	8.65	11/9/2027	10,000,000,000	96,726,953	84,400,074	0.63
Indonesia Treasury Bond	11.00	9/15/2025	9,750,000,000	98,562,063	94,413,881	0.65
Indonesia Treasury Bond	10.25	7/15/2027	5,000,000,000	53,136,492	45,467,940	0.35
Indonesia Treasury Bond	10.00	2/15/2028	6,150,000,000	65,094,415	59,934,798	0.43
Indonesia Treasury Bond	10.50	7/15/2038	8,750,000,000	109,393,389	91,347,151	0.72
Indonesia Treasury Bond	9.75	5/15/2037	4,700,000,000	54,154,465	47,546,828	0.35
Indonesia Treasury Bond	10.50	8/15/2030	10,124,000,000	115,582,302	94,714,492	0.76
Indonesia Treasury Bond	9.50	7/15/2031	11,900,000,000	132,210,909	116,067,048	0.87
Indonesia Treasury Bond	8.38	9/15/2026	54,500,000,000	535,173,385	452,698,090	3.51
Indonesia Treasury Bond	9.50	5/15/2041	62,415,000,000	716,860,767	706,211,604	4.71
Indonesia Treasury Bond	8.25	6/15/2032	17,950,000,000	180,238,162	161,048,533	1.18
Indonesia Treasury Bond	7.00	5/15/2027	45,770,000,000	429,494,616	380,641,298	2.82
Indonesia Treasury Bond	6.38	4/15/2042	6,300,000,000	57,187,980	47,876,729	0.37
Indonesia Treasury Bond	6.13	5/15/2028	72,250,000,000	657,316,620	612,455,765	4.32
Indonesia Treasury Bond	6.63	5/15/2033	39,050,000,000	362,436,797	308,547,001	2.38
Indonesia Treasury Bond	8.38	3/15/2034	51,700,000,000	546,400,904	463,451,490	3.59
Indonesia Treasury Bond	9.00	3/15/2029	30,385,000,000	314,578,687	283,120,988	2.07
Indonesia Treasury Bond	8.75	2/15/2044	93,979,000,000	1,053,298,512	1,023,581,920	6.92
Indonesia Treasury Bond	8.25	5/15/2036	39,000,000,000	404,966,551	325,836,304	2.66
Indonesia Treasury Bond	8.75	5/15/2031	28,200,000,000	291,387,775	239,018,006	1.91
Indonesia Treasury Bond	7.50	8/15/2032	20,870,000,000	207,283,637	165,752,901	1.36
Indonesia Treasury Bond	7.50	5/15/2038	29,965,000,000	295,573,786	220,657,688	1.94
Indonesia Treasury Bond	7.38	5/15/2048	28,500,000,000	276,670,810	217,685,912	1.82
Indonesia Treasury Bond	8.25	5/15/2029	44,700,000,000	444,426,292	350,689,623	2.92
Indonesia Treasury Bond	8.38	4/15/2039	22,250,000,000	237,007,012	175,834,523	1.56
Indonesia Treasury Bond	7.50	6/15/2035	45,750,000,000	446,835,959	346,261,917	2.93
Indonesia Treasury Bond	7.00	9/15/2030	138,200,000,000	1,316,235,022	1,177,290,325	8.64
Indonesia Treasury Bond	6.50	6/15/2025	51,471,000,000	472,896,802	396,734,415	3.11
Indonesia Treasury Bond	7.50	4/15/2040	57,500,000,000	568,336,165	451,910,616	3.73
Indonesia Treasury Bond	7.25	2/15/2026	10,000,000,000	95,407,532	85,675,308	0.63
Indonesia Treasury Bond	6.50	2/15/2031	167,524,000,000	1,564,968,960	1,440,003,574	10.28
Indonesia Treasury Bond	5.50	4/15/2026	34,800,000,000	316,097,924	268,200,138	2.08
Indonesia Treasury Bond	6.88	8/15/2051	17,000,000,000	158,828,040	131,828,323	1.04
Indonesia Treasury Bond	6.38	4/15/2032	57,000,000,000	522,268,827	468,251,485	3.43
Indonesia Treasury Bond	7.13	6/15/2042	32,000,000,000	303,260,383	259,810,567	1.99
Indonesia Treasury Bond	5.13	4/15/2027	30,300,000,000	270,784,431	249,607,629	1.78
Indonesia Treasury Bond	6.38	8/15/2028	47,750,000,000	446,081,206	456,935,303	2.93
Indonesia Treasury Bond	7.00	2/15/2033	10,000,000,000	97,024,146	91,803,180	0.64
Indonesia Treasury Bond	6.63	2/15/2034	76,800,000,000	723,264,172	723,722,170	4.75
Indonesia Treasury Bond	7.38	10/15/2030	7,000,000,000	67,050,155	69,453,002	0.44
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計				**15,297,280,359**	**13,574,811,473**	**100.47**
ポートフォリオ合計				**15,297,280,359**	**13,574,811,473**	**100.47**

イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）の状況

①　貸借対照表

（単位：円）

区　　分	注記番号	第21期（2023年 2月27日現在）金　額	第22期（2024年 2月26日現在）金　額
資産の部			
流動資産			

コール・ローン		37,954,096	48,750,783
国債証券		643,170,255	669,730,265
未収利息		3,317,821	3,359,656
前払費用		218,630	-
流動資産合計		684,660,802	721,840,704
資産合計		684,660,802	721,840,704
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		191,913	195,199
未払委託者報酬		575,683	585,547
未払利息		109	142
その他未払費用		99,000	99,000
流動負債合計		866,705	879,888
負債合計		866,705	879,888
純資産の部			
元本等			
元本		645,356,108	681,699,797
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		38,437,989	39,261,019
（分配準備積立金）		116,002,609	121,835,538
元本等合計		683,794,097	720,960,816
純資産合計		683,794,097	720,960,816
負債純資産合計		684,660,802	721,840,704

② 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区　分	注記番号	第21期 自　2022年 2月26日 至　2023年 2月27日	第22期 自　2023年 2月28日 至　2024年 2月26日
		金　額	金　額
営業収益			
受取利息		8,726,891	8,526,945
有価証券売買等損益		△13,852,865	△7,971,640
営業収益合計		△5,125,974	555,305
営業費用			
支払利息		51,549	36,308
受託者報酬		379,064	382,990
委託者報酬		1,137,075	1,148,841
その他費用		99,000	100,448
営業費用合計		1,666,688	1,668,587
営業利益又は営業損失（△）		△6,792,662	△1,113,282
経常利益又は経常損失（△）		△6,792,662	△1,113,282
当期純利益又は当期純損失（△）		△6,792,662	△1,113,282
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		-	42,376
期首剰余金又は期首欠損金（△）		44,974,293	38,437,989
剰余金増加額又は欠損金減少額		256,358	2,313,596
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		256,358	2,313,596
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	334,908
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	334,908
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）		38,437,989	39,261,019

③ 有価証券明細表（2024年2月26日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考

国債証券	第３５１回利付国債（１０年）	50,000,000	49,616,500	
	第３５４回利付国債（１０年）	59,000,000	58,281,380	
	第３５９回利付国債（１０年）	175,000,000	172,032,000	
	第６７回利付国債（２０年）	45,000,000	45,055,800	
	第７５回利付国債（２０年）	20,000,000	20,438,600	
	第８０回利付国債（２０年）	38,000,000	39,011,560	
	第８７回利付国債（２０年）	55,000,000	57,318,250	
	第９１回利付国債（２０年）	135,000,000	142,406,100	
	第１１７回利付国債（２０年）	77,500,000	85,570,075	
合 計		654,500,000	669,730,265	

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2024年 8月30日現在です。

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	13,407,921,646円
Ⅱ　負債総額	31,494,263円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,376,427,383円
Ⅳ　発行済口数	28,333,878,682口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4721円

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,339,391,715円
Ⅱ　負債総額	1,665,367円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,337,726,348円
Ⅳ　発行済口数	2,752,413,136口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5760円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2024年8月末現在）

資本金の額	：	649.5百万円
発行する株式の総数	：	30,000株
発行済株式総数	：	23,060株
過去５年間における主な資本金の増減	：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構（2024年8月末現在）

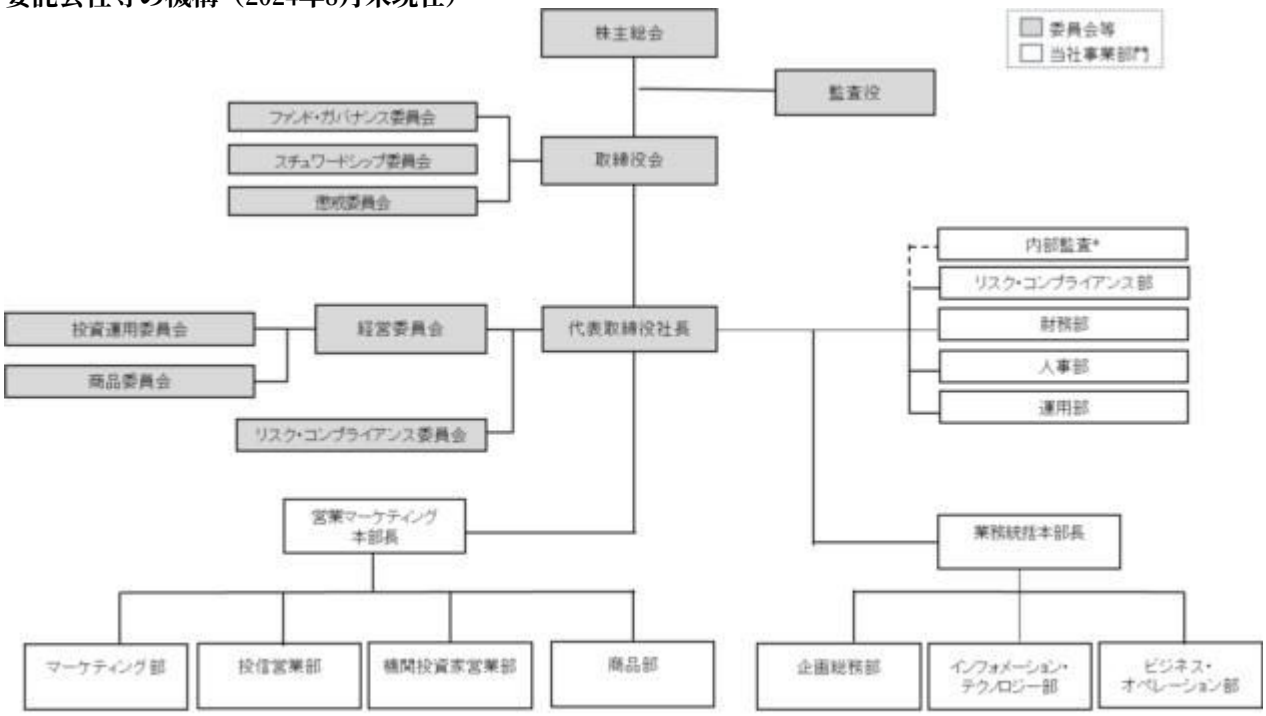

*内部監査はプルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・会社の意思決定機構
取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。
取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。
取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。
取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制
投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。
リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制
業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、ファンド・ガバナンス委員会を設置しています。
業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会が、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2024年8月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	24	915,043
合計	24	915,043

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、第25期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

3．第25期事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,301,521	1,825,477
有価証券	268,187	13,389
前払費用	56,422	61,876
未収委託者報酬	703,806	1,543,611
未収運用受託報酬	3,348	-
未収入金	103,939	33,458
流動資産合計	2,437,226	3,477,813
固定資産	※1	
有形固定資産		
建物	0	107
器具備品	5,683	6,977
リース資産	0	0
有形固定資産合計	5,683	7,084
投資その他の資産		
長期差入保証金	34,667	27,281
繰延税金資産	-	144,710
投資その他の資産合計	34,667	171,992
固定資産合計	40,351	179,077
資産合計	2,477,577	3,656,890
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	370,355	857,995
関係会社未払金	107,339	153,822
その他未払金	31,055	34,702
未払費用	108,673	43,107
未払法人税等	9,252	95,262
預り金	10,972	19,999
賞与引当金	199,295	203,226
未払消費税等	7,240	68,755
リース債務	2,221	959

流動負債合計	846,406	1,477,832
固定負債		
退職給付引当金	261,756	280,216
リース債務	2,319	1,359
固定負債合計	264,075	281,575
負債合計	1,110,482	1,759,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	100,720	631,107
利益剰余金合計	100,720	631,107
株主資本合計	1,367,095	1,897,482
純資産合計	1,367,095	1,897,482
負債・純資産合計	2,477,577	3,656,890

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,642,858	4,967,312
運用受託報酬	12,854	9,370
その他営業収益	253,751	244,302
営業収益合計	3,909,465	5,220,984
営業費用		
支払手数料	1,661,153	2,497,032
広告宣伝費	48,184	70,638
調査費	150,722	163,733
委託調査費	656,320	623,280
委託計算費	100,005	102,191
通信費	9,124	8,102
諸会費	3,771	2,659
営業費用合計	2,629,281	3,467,638
一般管理費		
役員報酬	143,892	167,076
給料・手当	671,216	602,392
賞与	134,043	138,601
交際費	2,410	3,861
旅費交通費	5,576	14,486
租税公課	20,513	29,868
不動産賃借料	122,424	121,669
退職給付費用	95,753	70,977
減価償却費	616	1,398
採用費	19,664	15,239
専門家報酬	31,563	20,139
業務委託費	26,318	31,524
敷金の償却	29,458	4,909
諸経費	93,021	92,997
一般管理費合計	1,396,473	1,315,142
営業利益又は営業損失(△)	△ 116,289	438,204
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	102	12
有価証券売却益	1,600	32,679
有価証券評価益	-	435
為替差益	-	1,377
雑収入	32	33
営業外収益合計	1,740	34,544
営業外費用		
有価証券評価損	44,902	-
為替差損	19,633	-

営業外費用合計	64,536	-
経常利益又は経常損失(△)	△ 179,085	472,748
税引前純利益又は税引前純損失(△)	△ 179,085	472,748
法人税、住民税及び事業税	950	87,072
法人税等調整額	-	△ 144,710
法人税等合計	950	△ 57,638
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 180,035	530,386

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	280,756	1,547,131	1,547,131
当期変動額					
当期純損失	―	―	△ 180,035	△ 180,035	△ 180,035
当期変動額合計	―	―	△ 180,035	△ 180,035	△ 180,035
当期末残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095
当期変動額					
当期純利益	―	―	530,386	530,386	530,386
当期変動額合計	―	―	530,386	530,386	530,386
当期末残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法
   有価証券の評価基準及び評価方法
   売買目的有価証券
   時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法
   有形固定資産（リース資産を除く）
   定額法により償却しております。
   なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
   建物　18年
   器具備品　3年～15年

3. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。
   (2) 賞与引当金
   役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
   (3) 退職給付引当金
   従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準
   当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

   契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）
時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。

（貸借対照表関係）
※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
有形固定資産

	前事業年度末 (2022年12月31日)	当事業年度末 (2023年12月31日)
建物	113,356 千円	113,359 千円
器具備品	59,920 千円	58,171 千円
リース資産	16,652 千円	5,234 千円
計	189,929 千円	176,764 千円

（注）上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）
※1. 減価償却実施額

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
有形固定資産	616千円	1,398千円
計	616千円	1,398千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自 2022年1月1日　至 2022年12月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度 期首株式数(株)	前事業年度 増加株式数(株)	前事業年度 減少株式数(株)	前事業年度 末株式数(株)
普通株式	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日　至 2023年12月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
普通株式	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

2024/3/22 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	2023/12/31	2024/3/22

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2022年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	268,187	268,187	-
長期差入保証金	34,667	34,263	△ 404

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	13,389	13,389	-
長期差入保証金	27,281	27,135	△ 146

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2022年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,301,521	-	-	-
未収委託者報酬	703,806	-	-	-
未収運用受託報酬	3,348	-	-	-
未収入金	103,939	-	-	-
長期差入保証金	2,476	-	32,191	-
合計	2,115,092	-	32,191	-

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,825,477	-	-	-
未収委託者報酬	1,543,611	-	-	-
未収入金	33,458	-	-	-
長期差入保証金	-	27,281	-	-
合計	3,402,547	27,281	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2022年12月31日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用した投信信託受益証券の貸借対照表における金額は、有価証券268,187千円となります。なお、他に時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債はございません。

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	13,389	-	13,389
資産計	-	13,389	-	13,389

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

前事業年度末（2022年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	34,263	-	34,263
資産計	-	34,263	-	34,263

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	27,135	-	27,135
資産計	-	27,135	-	27,135

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

（有価証券関係）

売買目的有価証券

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
事業年度の損益に含まれた評価差額	△ 44,902千円	435千円

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期

末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
退職給付引当金期首残高	285,296 千円	261,756 千円
退職給付費用	104,503 千円	86,131 千円
退職給付の支払額	△ 128,044 千円	△ 67,671 千円
退職給付引当金期末残高	261,756 千円	280,216 千円

（注）上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	95,753 千円	70,977 千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年12月31日）	当事業年度 （2023年12月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	52,048	47,545
退職給付引当金損金算入限度超過額	80,149	85,802
未払費用否認額	20,277	7,664
未払事業税	2,839	6,049
株式報酬費用	1,542	2,456
資産除去債務	25,860	27,363
減損損失	17,093	7,940
繰越欠損金	109,443	28,779
有価証券評価損	-	174
その他	500	639
繰延税金資産の総額	309,756	214,415
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 109,443	△ 28,779
将来減算一時金差異等の合計に係る評価性引当額	△ 187,301	△ 40,925
評価性引当額小計	△ 296,745	△ 69,704
繰延税金資産合計	13,011	144,710
繰延税金負債との相殺	△ 13,011	-
繰延税金資産の純額	-	144,710
繰延税金負債		
有価証券評価益	△ 13,011	-
繰延税金負債合計	△ 13,011	-
繰延税金資産との相殺	13,011	-
繰延税金負債（△）の純額	-	-

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年12月31日)　(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	109,443	109,443
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 109,443	△ 109,443
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b) 税務上の繰越欠損金109,443千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。
当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)　(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（※）	-	-	-	-	-	28,779	28,779
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 28,779	△ 28,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b) 税務上の繰越欠損金28,779千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上し

ております。
当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年12月31日)
税引前純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

当事業年度(2023年12月31日)

	（単位：%）
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70%
住民税均等割	0.20%
評価性引当額の増減	△ 28.58%
繰越欠損金の利用	△ 18.23%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税の負担率	△ 12.19%

（関連当事者情報）
前事業年度(自 2022年1月1日　至 2022年12月31日)
1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国ロンドン市	3,303百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	管理業務の委託 情報システム関連契約	業務委託費の支払	8,171	未払金	11,325

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	253,751	未収入金	49,310
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム関連契約	委託調査費の支払(注1)	563,320	未払金	89,327
							委託計算費の支払(注1)	8,109		
							情報関連費の支払	46,311	未払費用	46,852
									未収入金	54,629
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	771	未払金	6,687
						情報システム関連契約	情報関連費の支払	12,384		
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万マレーシアリンギット	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	14,258	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc （ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)
Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2023年 1月 1日　至 2023年12月31日）
1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国ロンドン市	3,303百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	管理業務の委託 情報システム関連契約	情報関連費の支払	4,111	未払金	4,055

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	244,302	未収入金	32,418
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム関連契約	委託調査費の支払(注1)	541,969	未払金	101,230
							委託計算費の支払(注1)	422		
							情報関連費の支払	22,459	未収入金	1,039
									未払金	14,056
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万シンガポールドル	その他サービス業	なし	情報システム関連契約	情報関連費の支払	13,768	未払金	9,227
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万マレーシアリンギット	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	712	未払金	673
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービシズ・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	24,202	未払金	24,579

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc （ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

（収益認識に関する注記）
1. 収益を分解した情報
当社の収益構成は次のとおりです。

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
委託者報酬	3,642,858 千円	4,967,312 千円
運用受託報酬	12,854 千円	9,370 千円
その他営業収益	253,751 千円	244,302 千円
計	3,909,465 千円	5,220,984 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報
「(重要な会計方針)4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）
1. セグメント情報
当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報
前事業年度(自 2022年1月1日　至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3,642,858	12,854	253,751	3,909,465

当事業年度(自 2023年1月1日　至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,967,312	9,370	244,302	5,220,984

(2) 地域ごとの情報
① 営業収益
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2022年1月1日　至 2022年12月31日)
外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日　至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1,422,702	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,047,059	投資運用業

当事業年度より、上表にて、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、開示しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
1株当たり純資産額	59,284円28銭	82,284円57銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△ 7,807円28銭	23,000円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 180,035千円	530,386千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失(△)	△ 180,035千円	530,386千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表
1. 中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2024年6月30日）
資産の部	

流動資産		
現金及び預金		1,669,669
有価証券		10,028
前払費用		35,925
未収委託者報酬		2,471,386
未収入金		84,606
流動資産合計		4,271,615
固定資産	※1	
有形固定資産		
建物		104
器具備品		26,185
リース資産		0
有形固定資産合計		26,290
無形固定資産		
ソフトウェア		15,241
無形固定資産合計		15,241
投資その他の資産		
長期差入保証金		24,826
繰延税金資産		49,813
投資その他の資産合計		74,639
固定資産合計		116,171
資産合計		4,387,786
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,386,284
関係会社未払金		192,149
その他未払金		112,901
未払費用		9,208
未払法人税等		264,426
預り金		9,805
賞与引当金		85,451
未払消費税等	※2	103,986
リース債務		959
流動負債合計		2,165,172
固定負債		
退職給付引当金		289,205
リース債務		879
固定負債合計		290,085
負債合計		2,455,257
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		666,154
利益剰余金合計		666,154
株主資本合計		1,932,529
純資産合計		1,932,529
負債・純資産合計		4,387,786

2. 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日）
営業収益		
委託者報酬		4,309,702
その他営業収益		146,624
営業収益合計		4,456,327
営業費用		2,882,854
一般管理費	※1	633,909
営業利益		939,562
営業外収益		
受取利息		3
受取配当金		9
有価証券売却益		562
雑収入		10
営業外収益合計		585
営業外費用		
有価証券評価損		78
為替差損		25,270
営業外費用合計		25,349
経常利益		914,798
税引前中間純利益		914,798
法人税、住民税及び事業税		254,854
法人税等調整額		94,897
法人税等合計		349,751
中間純利益		565,047

3. 中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482
当中間期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 530,000	△ 530,000	△ 530,000
中間純利益	―	―	565,047	565,047	565,047
当中間期変動額合計	―	―	35,047	35,047	35,047
当中間期末残高	649,500	616,875	666,154	1,932,529	1,932,529

［注記事項］

(重要な会計方針)
1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券
時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物　18年
器具備品　3年～15年

無形固定資産
定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準
当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬を獲得しております。
契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。
また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)
※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
有形固定資産

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
建物	113,362 千円
器具備品	59,056 千円
リース資産	5,234 千円
計	177,652 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
無形固定資産

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
ソフトウェア	34,111 千円

(注) 上記減価償却累計額には、無形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)
※1. 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
有形固定資産	1,115 千円
無形固定資産	258 千円
計	1,374 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
普通株式	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	530	利益 剰余金	22,983	2023/12/31	2024/3/22

(金融商品関係)
当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
1. 金融商品の時価等に関する事項
2024年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。
（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	10,028	10,028	-
長期差入保証金	24,826	24,092	△ 734

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	10,028	-	10,028
資産計	-	10,028	-	10,028

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
「有価証券」
解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債
(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	24,092	-	24,092
資産計	-	24,092	-	24,092

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
「長期差入保証金」
差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。
なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(デリバティブ取引関係)
当中間会計期間 （自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
当中間会計期間 （自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。
なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識に関する注記)
1. 収益を分解した情報
当中間会計期間の収益構成は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
委託者報酬	4,309,702 千円

その他営業収益	146,624 千円
計	4,456,327 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報
「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)
1. セグメント情報
当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報
当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,309,702	146,624	4,456,327

(2) 地域ごとの情報
① 営業収益
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1,337,320	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,286,467	投資運用業

（注）上表では、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 （自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日）
1株当たり純資産額	83,804円39銭
1株当たり中間純利益金額	24,503円35銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日）
中間純利益	565,047千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株主に係る中間純利益	565,047千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2024年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2024年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2024年3月末現在）	事業の内容
今村証券株式会社※1	857百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社※1	135,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	
Ｊトラストグローバル証券株式会社※1	3,000百万円 （2023年12月末現在）	
四国アライアンス証券株式会社※1	3,000百万円	
東海東京証券株式会社※1	6,000百万円	
東洋証券株式会社※3	13,494百万円	
とちぎんＴＴ証券株式会社※1	1,001百万円	
ひろぎん証券株式会社※1	5,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	12,657百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
水戸証券株式会社※1	12,272百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社※1	3,794百万円	
株式会社あおぞら銀行※3	125,966百万円 （2024年7月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社静岡銀行※1	90,845百万円	
スルガ銀行株式会社※1	30,043百万円	
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958百万円	

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社※２	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※１　毎月決算型についてのみのお取扱いとなります。
※２　年２回決算型についてのみのお取扱いとなります。なお、新規申込みの取扱いは中止しております。
※３　毎月決算型についてのみのお取扱いとなります。なお、新規申込みの取扱いは中止しております。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
②　ファンドの基本的性格など
③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤　目論見書の使用開始日
（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨　商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
（９）交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　当初元本額についての記載。
②　基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
③　所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年3月1日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲　葉　宏　和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２３年1月1日から２０２３年１２月３１日までの第２５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２３年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

その他の事項
会社の２０２２年１２月３１日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して２０２３年3月2日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年11月1日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　髙見　昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)の2024年2月20日から2024年8月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年11月1日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　髙見　昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インドネシア債券オープン(年２回決算型)の2024年2月20日から2024年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年２回決算型)の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２４年9月9日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲　葉　宏　和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２４年１月１日から２０２４年１２月３１日までの第２６期事業年度の中間会計期間（２０２４年1月１日から２０２４年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２４年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年1月１日から２０２４年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。